

平成 24 年 11 月 15 日

大阪貯蓄信用組合
審査管理部

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類

当組合では、地域の中小企業者及び個人事業主の皆様や住宅ローンご利用のお客様の借入返済に係るご負担等へのご相談や貸付の条件変更等のお申込みに迅速かつ適切にお応えするとともに、金融円滑化の仲介機能を発揮していく為、金融円滑化に関する基本方針を定め、金融円滑化に向けた取組を強化し全役職員が一体となり取組んでおり、平成 24 年 9 月末までの実績についてその実施状況を公表いたします。

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針について

当組合は、地域の中小企業及び個人のお客様に最も身近な頼れる相談相手として、お客様の悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていく為、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取組んでいます。

1. 地域のお客様に対する継続的な訪問、面談等を通じ金融相談（経営支援、資金調達等）に柔軟に対応いたします。
2. 中小企業者等のお客様につきましては、必要に応じて経営改善計画の策定や実行管理のお手伝いをします。
3. 他の金融機関等から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等についての申込・ご相談があった場合にはお客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ他の金融機関等とも緊密な連携を図りながら地域の金融円滑化に務めます。
4. 住宅ローンご利用のお客様からの借入条件の変更等のお申込みににつきましてはお客様の財産や収入等の状況を十分配慮の上きめ細かくご相談に応じます。

第 2 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握する為の体制の概要

審査管理部担当理事を「金融円滑化管理統括責任者」審査管理部を「金融円滑化統括部署」として当組合の金融円滑化管理体制を以下に概略いたします。

<本部体制>

1. 金融円滑化管理統括責任者
金融円滑化管理統括部署の審査管理部担当理事
2. 金融円滑化管理責任者
審査管理部の責任者

<営業部店体制>

1. 金融円滑化責任者
部店長
2. 金融円滑化担当者
営業推進部各担当者、融資管理責任者

苦情相談等受付は各営業部店及び本部に窓口を設置し対応しています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行う為の態勢の概要

お客様からの苦情相談等の対応につきましては各営業部店において金融円滑化相談窓口を設置しております。各支部店で受けた苦情等につきましては当組合所定の手続により本部の総務部総務課に金融円滑化対応の相談係りを置き対応を図っています。

第4条 府令第6条第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において当該措置に係る中小企業の事業についての改善又は再生の為の支援を適切に行う為の体制の概要

当組合におきましては中小企業者等への事業再生支援の為、統括部である審査管理部が中心となり、各営業部店の企業や個人事業者等へ営業推進部各担当者に毎月の定例訪問を義務付け、お客様とのヒアリングやモニタリングを通じて事業の再生の為の計画の進捗状況について定期的な把握に努め少しでも支援できるよう必要な経営指導・助言を行い、その結果を本部へ報告し情報の共有による支援体制を整備しています。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表 1 から別表 4 のとおり

第6 法第 5 条に基づく措置の実施状況
別表 5 及び別表 6 のとおり

以上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条及び第5条に基づく
措置の実施状況

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末				
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	32	54	67	98	112	124	142	184	187	198	221	231				
うち、実行に係る貸付債権の額	18	37	65	82	108	115	138	162	181	183	207	225				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6				
うち、審査中の貸付債権の額	14	17	0	14	2	7	2	20	0	9	8	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末				
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	14	22	28	34	42	53	60	64	70	79	83				
うち、実行に係る貸付債権の数	2	10	21	26	31	38	50	56	61	65	75	81				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2				
うち、審査中の貸付債権の数	2	6	0	1	2	3	2	3	1	3	2	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末				
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	82	214	214	276	276	394	438	438	528	540	540	540				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	117	181	212	243	361	405	405	495	495	507	507				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	62	97	0	31	0	0	0	0	0	12	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末				
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	8	8	10	10	14	16	16	19	20	20	20				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4	7	8	9	13	15	15	18	18	19	19				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	2	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				